

第 10 次

箱根町交通安全計画（案）

（平成28年度～平成32年度）

神奈川県足柄下郡箱根町

目 次

計画の策定にあたって	1
第1章 道路交通事故の推移と交通安全対策の今後の方向	2
1 道路交通事故の推移	2
(1) 交通事故の現況	2
(2) 交通事故の特徴	2
2 道路交通安全対策の今後の方向	2
(1) 安全かつ円滑な道路交通環境の整備	2
(2) 幼児・児童・生徒における交通安全教育の推進	2
(3) 高齢者の交通安全対策の推進	2
(4) 住民参加型の交通安全活動の推進	2
(5) シートベルト及びチャイルドシートの使用及び着用の促進	2
(6) 観光客等の交通安全対策の推進	3
3 第10次箱根町交通安全計画における目標	3
4 過去5年間の交通事故件数及び死傷者数	3
第2章 交通安全の施策	4
1 快適な交通環境の確保	5
(1) 交通安全施設等整備事業の推進	5
(2) 総合的な駐車対策の推進	5
(3) 渋滞対策の推進	6
(4) ローリング族追放の促進	6
(5) 円滑・快適で安全な歩行空間の確保	6
2 交通安全思想の普及徹底	6
(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進	7
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	7

3 安全運転の確保	8
(1) 運転者教育等の充実	9
(2) 自転車安全運転対策の推進	9
(3) エコドライブの推進	9
4 救助・救急活動体制等の充実	10
(1) 救助活動体制の充実	10
(2) 救急活動体制の充実	10
(3) 救急車到着までの救護体制の強化	10
(4) 救急医療機関等との協力体制の確保	10
5 被害者等に対する支援	10
(1) 交通事故相談活動の活用	10
(2) 交通災害共済事業の充実	10

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

箱根町は、昭和 37 年 3 月 12 日に、産業の発展・経済の伸長に伴う交通量の激増を見据え、静かで安全な観光地育成と住民生活の確保を図ることを念頭に「交通安全都市宣言」を宣言しました。

以降、箱根町は、「交通安全都市宣言」の精神に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき昭和 46 年以降、9 次にわたる「箱根町交通安全計画」を策定してきました。

この計画に基づき、県、警察及び交通関係団体等との相互の連携を図り、官民一体となって町内の交通安全対策を強力に推進してきたところ、各種の対策は着実に進展をみえています。

このような状況下で、箱根町の交通事故発生状況は、昭和 39 年をピークに徐々に減少し、平成 26 年は交通事故死亡者数が、統計開始以降 2 度目（1 回目は、平成 16 年）のゼロとなり、交通事故発生件数も前回計画策定時の 142 件が 100 件にまで減少しております。しかし、近年、箱根町で 65 歳以上の高齢者が全人口の 35% を占める現状にあり、今後も運転免許保有者数及び車両保有台数の増加など「車社会」の一層の進展を考えれば、子どもや高齢者の交通事故発生状況は予断を許さず、一層憂慮すべき事態となることが懸念されます。

このため、交通事故防止は従来に増して、町民一人ひとりが自分自身の問題として取り組む必要があり、緊急かつ重大な課題となっています。

このような観点から、箱根町において取り組むべき交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、関係機関及び交通関係団体等との緊密な連携を図り、地域の実情にも十分配慮した、適切かつ効果的な諸施策を着実に推進いたします。

2 計画期間

この計画は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

第1章 道路交通事故の推移と交通安全対策の今後の方向

1 道路交通事故の推移

(1) 交通事故の現況（P4表 参照）

平成27年に発生した当町の交通事故は100件で、これによる死者数は2人、負傷者数は136人で、前年と比較し、発生件数は10件の減で、死者数は2人増加となりましたが、負傷者数については22人の減少となりました。

(2) 交通事故の特徴

当町は、年間約2,000万人の観光客が訪れる観光地で来遊車両も多く、平成27年の交通事故発生件数100件のうち、約8割の83件が町外居住者です。主な原因は、山岳地特有の急こう配・急カーブなどで不慣れな運転やわき見運転によるものと思われます。

2 道路交通安全対策の今後の方向

今後の交通安全対策にあたっては、人命尊重の理念のもと、町民一人ひとりが安心して暮らせる町、訪れる多くの観光客が安全で安心して快適に過ごせる観光地の実現を目標に、交通環境の整備と自発的な交通安全意識の高揚を図るため関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、次の諸施策を強力に推進します。

(1) 安全かつ円滑な道路交通環境の整備

交通事故多発箇所など、道路交通安全上、問題が生じている箇所について重点的に対策を講じ、交通安全施設等の整備を行うため、関係機関と連携し、交通環境の整備を図ります。

(2) 幼児・児童・生徒における交通安全教育の推進

幼児から生徒に至るまで段階的かつ体系的に交通安全教育を実施するため、関係機関・団体・家庭・学校等と連携し、参加・体験・実践型教育の普及を図ります。

(3) 高齢者の交通安全対策の推進

超高齢社会の到来に伴い、今後ますます増加することが懸念されている高齢者の交通事故を防止するため、高齢者に対し必要とされる実践的な交通安全教育や各種啓発活動を通じ、高齢者への交通安全思想の普及を図ります。

(4) 住民参加型の交通安全活動の推進

交通安全は、住民の交通安全意識により支えられることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るため、交通安全施策に関して住民が設計段階から実施全般にわたり積極的に参加できる仕組みづくりや交通安全総点検等により、住民参加型の交通安全活動の充実、発展を図ります。

また、交通安全施策に関する行政及び民間団体間の定期的な連絡協議の場や交通安全に関する各種情報の集約・提供体制の整備を図ることにより、関係機関・団体・町民が一体となった交通安全活動推進体制を強化します。

(5) シートベルト及びチャイルドシートの使用及び着用の促進

乗車中の死亡事故において、シートベルト非着用者の死亡率が着用者より高いことから、シートベルト及びチャイルドシートの使用及び着用の効果や正しい方法、後部座席のシートベルト着用も含め、関係機関・団体との緊密な連携と協力のもとに、幼児交通安全教室の開催などの普及啓発活動を展開し、使用及び着用促進を図ります。

(6) 観光客等の交通安全対策の推進

観光客の車両や物流車両の交通事故を防止するため、各季交通安全運動や各種祭典等あらゆる機会を通じて普及啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図ります。

3 第10次箱根町交通安全計画における目標

交通安全を町民総ぐるみで総合的かつ強力的に推進することにより、交通事故の発生を抑止し、特に死亡事故ゼロを目指します。

4 過去5年間の交通事故件数及び死傷者数

〈5年間の交通事故件数死傷者数〉 ※（人）は、死傷者数

区 分		23年	24年	25年	26年	27年
県内	町 内	25件 (28人)	22件 (24人)	26件 (33人)	28件 (37人)	16件 (21人)
	町 外	47件 (84人)	45件 (79人)	56件 (93人)	37件 (53人)	36件 (65人)
県 外		45件 (66人)	52件 (65人)	57件 (80人)	41件 (67人)	47件 (52人)
不 明		1件 (0人)	2件 (1人)	1件 (1人)	4件 (1人)	1件 (0人)
計		118件 (178人)	121件 (169人)	140件 (207人)	110件 (158人)	100件 (138人)

〈5年間の交通事故死者数・・・居住別〉

区 分		23年	24年	25年	26年	27年
県内	町 内	1件	0件	0件	0件	0件
	町 外	0件	1件	2件	0件	0件
県 外		0件	0件	1件	0件	2件
計		1件	1件	3件	0件	2件

〈5年間の交通事故死者数・・・発生原因別〉 ※（人）は、死傷者数

区 分	23年	24年	25年	26年	27年
自動車	129人 (0人)	128人 (0人)	156人 (0人)	129人 (0人)	106人 (1人)
二輪車	22人 (0人)	24人 (1人)	24人 (3人)	8人 (0人)	17人 (0人)
自転車	7人 (1人)	4人 (0人)	3人 (0人)	4人 (0人)	6人 (1人)
歩行者	20人 (1人)	13人 (0人)	22人 (0人)	17人 (0人)	9人 (0人)
その他	0人 (0人)	0人 (0人)	2人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
計	178人 (1人)	169人 (1人)	207人 (3人)	158人 (0人)	138人 (2人)

第2章 交通安全の施策

1 快適な交通環境の確保

(1) 交通安全施設等整備事業の推進

交通安全施設の整備にあたっては、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、児童・生徒の通行の安全確保を図るために、特に通学路について十分配慮するとともに高齢者や身体障がい者の利用にも配慮した安全対策を講じることによって、交通事故の防止を図ります。また、車両等交通の円滑化と快適な交通環境を確保するため、関係機関と連携しながら、次の施策を推進します。

ア 事故多発地点の重点整備

交通事故の多発しやすい交差点及び事故が発生する危険度の高い箇所について、交差点改良等の整備を促進します。

また、道路の構造等に応じて、防護柵・道路標識・道路標示・道路反射鏡等の交通安全施設等の整備を推進します。

イ 通学路における交通安全の確保

通学等の安全を確保するため、関係機関と連携した「箱根町通学路安全推進会議」において、定期的な合同点検の実施や安全対策への継続的な取組を支援するとともに、「箱根町通学路交通安全プログラム」に基づき、ハード・ソフトの両面から安全対策の改善充実等を推進します。

ウ 円滑・快適で安全な道路交通の確保

安全で円滑な交通を確保するため、交通関連情報板等の整備や利用者のニーズに即した解りやすい安全標識を整備するとともに、過労運転による事故防止を図るため、休憩施設等の整備を積極的に促進します。

エ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震・豪雨・大雨等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、インターネットや交通関連情報板等を利用した通行止め等交通規制情報の迅速かつ効果的な提供を促進します。

オ 視覚障がい者用信号機等の設置の促進

高齢者や視覚障がい者等の保護・誘導を図るため、利用頻度の高い駅・公共施設・福祉施設・病院などの周辺道路を重点に、必要性の高い場所から順次、視覚障がい者用信号機等の整備を促進します。

(2) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。

ア 秩序ある駐車場の推進

違法な駐停車車両は円滑な交通の流れを阻害するため、車両運転者に対し、駐車場の位置や経路の情報提供をすることにより秩序ある駐車を推進します。

イ 駐車場の整備

違法駐車による交通渋滞を解消し、円滑な交通の流れを確保するため、既存駐車場の運用面での改善による有効的かつ効果的な利用を図るとともに、行政と民間の協力のもと駐車場の確保に努めます。

(3) 渋滞対策の推進

休日を中心とした全町的な交通渋滞は、緊急車両の通行阻害等、社会的機能を著しく低下させるため、バイパス道路や接続道路の整備促進、道路の拡幅、違法駐車車両等の排除、道路・公共機関利用者への情報提供など道路交通の分散化・円滑を図り、渋滞解消に努めます。

(4) ローリング族追放の促進

深夜の公道(無料化された箱根新道を含む)をサーキット化し、爆音を轟かせて無謀運転・暴走行為を続け、住民や観光客等に恐怖心を与えるローリング族に対して、警察による取締りの強化と道路形態の改良等を要望します。

(5) 円滑・快適で安全な歩行空間等の確保

ア 道路使用の適正化等

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用は、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため極力これを抑制し、道路使用許可条件の履行、占用物件等の適正な管理について指導監督を強化します。

また、道路交通の妨害となる不法占用物件等は、強力な指導及び取締りによる排除を要請するとともに、不法占用物件等の防止を図るため啓発活動を積極的に行います。

イ 道路法に基づく通行禁止または制限

道路法に基づき、道路の破損、決壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合や道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合には関係機関との連携のもとに迅速かつ的確に通行の禁止または規制を行います。

ウ 子どもの遊び場の確保

路上遊戯によって発生する交通事故を防止し、市街地における住みよい環境づくりを図るため、子どもの遊び場として公園等の環境の整備に努めます。

エ 除雪対策の推進

降雪・凍結は、道路交通事情等を悪化させ、住民の社会生活に影響を及ぼすばかりか観光客の来訪遊覧を阻害し、物流用車両等の通行にも支障をきたすため、除雪対策を推進します。

オ 災害発生時における放置車両等の排除措置

災害発生時は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）による緊急交通路を確保するため、通行禁止区域等において放置車両やその他の物件が緊急車両の阻害となり、災害対策に著しく支障があると認められる場合、警察官又は災害派遣従事者自衛官等と連携して通行の妨害となっている放置車両等の排除措置を推進します。

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを理解させ、安全に行動できる習慣を身につけさせることを重点とし、認定こども園・幼稚園・保育所では、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて、幼時の発達段階や地域の事情に応じて交通安全教育を計画的に実施する。

また、家庭においては日常生活の中で、安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用などについての話し合いが行われるよう指導します。

イ 児童・生徒等に対する交通安全教育

学校における交通安全教育は、安全教育の一環として生命の尊重の精神を基盤におき、小学校・中学校のそれぞれにおいて、心身の発達段階に応じた安全な行動と他の人々の安全にも配慮するなどの意識、能力の両面を育成します。

また、常に的確な判断により行動できるよう交通安全教育などを通じて意識の高揚を図ります。

ウ 高校生に対する交通安全教育

二輪車運転や自転車利用により、安全に道路通行を行う意識と行動を徹底するとともに、自らが交通社会の一員であるという自覚と責任をもって行動できる健全な社会人として養成を図ります。

エ 成人に対する交通安全教育

「くるま社会」の中核的構成員としての役割の重要性と自主的な安全行動を促す社会的責任の自覚を醸成し、交通弱者への配慮など、交通安全意識の高揚とモラルの向上を図ります。

オ 高齢者に対する交通安全教育

超高齢社会により、高齢者の交通事故が増加傾向にあることから、交通安全リーフレットの配布や反射材など交通安全用品の普及活用を推進するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど、高齢者(運転者・歩行者)の交通安全意識の高揚を図ります。

カ 障がい者に対する交通安全教育

障がい者の安全をより一層確保するため、地域における福祉活動の場などを利用し、効果的な交通安全教育の推進を図ります。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

交通安全は、町民一人ひとりに交通安全指導の普及徹底を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣づける必要があるため、関係機関・団体と連携して次の運動等を展開します。

ア 各季の交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動をはじめ、夏の観光シーズン及び年末年始等の交通事故多発期をとらえて、各季の運動を計画的に推進します。

イ 二輪車の交通事故防止の推進

二輪運転者の交通安全意識を高め、交通事故防止の徹底を図るため関係機関・団体と連携し、安全運転講習会等啓発活動を推進します。

ウ 違法駐車追放運動の醸成・高揚

地域における交通の安全と円滑な通行を確保するため、町民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体と連携してパトロール等を実施し、違法駐車追放気運の醸成及び高揚を図ります。

エ 高齢者事故防止運動の推進

高齢者の人口に占める割合の増加、社会参加の増加・活性化により、高齢者の交通事故件数が、今後も増加することが予測されることから、高齢者に対し交通安全意識の高揚を図るとともに交通ルールの順守と交通マナーの向上を促進するため、積極的な広報・啓発活動を展開します。

オ シートベルト・チャイルドシートの正しい使用の徹底

シートベルト・チャイルドシートの効果及び正しい使用方法について理解を深め、後部座席を含めたシートベルト・チャイルドシートの使用方法の周知徹底を図ることとし、関係機関・団体と緊密な連携のもと、あらゆる機会を通じて積極的に普及・啓発活動を展開し、保護者に対する効果的な指導を行います。

カ 走行中の携帯電話及びカーナビゲーション装置等の画像の注視の禁止

走行中における携帯電話等の使用禁止の徹底を図るため、関係機関・団体と

連携し、交通安全運動等あらゆる機会を通じて、危険性について啓発を行います。

キ 交通安全に関する広報の推進

町内における交通事故の実態を踏まえ、交通ルールの順守と交通マナーの向上に取り組む意識を習慣づけるため、関係機関・団体と連携し、家庭・学校・地域・職場等の生活に密着した広報活動を計画的に行います。

特に、家庭の果たす役割の大きさに鑑み、町広報誌・回覧・インターネット等の広報媒体を活用し、家庭に浸透するきめ細かい広報の充実に努めます。

ク 飲酒運転の根絶

重大事故をもたらす飲酒運転は「犯罪」であることを周知し、「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」「乗る人には飲ませない」をスローガンに、関係機関・団体等が一体となり飲酒運転防止運動を促進します。

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身につけた上で、安全運転を実践できる運転者を育成するため、次のとおり運転者教育等の充実を図ります。

ア 二輪車安全運転対策の推進

二輪運転者に対し、関係機関・団体等と連携し、参加体験型の二輪車安全運転講習会・二輪車点検への参加について周知するとともに、同講習会を開催し、安全運転を推進します。

イ 高齢者運転者対策の充実

今後、高齢者人口の急増と免許保有者の上昇に伴い、高齢者ドライバーの事故防止を図るため、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の教育活動を実施します。

(2) 自転車安全運転対策の推進

児童・生徒に対し、学校と連携して自転車の安全な乗り方を学ぶ体験型の自転車教室を開催するとともに、高校生以上に対しては、運転時の携帯電話やイヤホン等の使用に対する注意や、歩行者に配慮した安全運転の呼びかけなど、自転車が加害者にならないよう、自転車マナーアップ運動を推進します。

(3) エコドライブの推進

地球温暖化や大気汚染、騒音などの環境問題に対応するためにも、自動車等の空ふかしや急発進、急加速をしない、アイドリングストップを心がける等、環境に配慮した安全運転により環境負荷が削減されるようエコドライブの推進をあらゆる機会を通じて働きかけます。

また、自動車の排気ガスによる大気汚染を防止するため、電気自動車や低公害車の導入を促進します。

4 救助・救急活動体制等の充実

(1) 救助活動体制の充実

交通事故に起因する事故態様は、年々複雑多様化していることから、救助活動用資機材の充実及び隊員の知識・技術向上に努めます。

(2) 救急活動体制の充実

交通事故による死傷者の救命率を向上するため、引き続き救急救命士の養成及び資格取得後においても定期的に医療機関における実習を行い資質の向上に努めるとともに、救急救命士が使用する高度救命用資機材の充実を図り、救急業務の高度化を推進します。

また、搬送に際し、ドクターヘリコプターとの円滑な連携を推進します。

(3) 救急車到着までの救護体制の強化

事故発生直後におけるバイスタンダー（現場に居合せた人）による迅速・適切な応急手当が負傷者の救命に大きく影響することから、救命講習の開催を推進し、応急手当の普及に努めます。

(4) 救急医療機関等との協力体制の確保

救急医療機関等への迅速かつ円滑な収容を確保するため、関係機関との連携を一層緊密にし、協力体制の確保に努めます。

5 被害者等に対する支援

(1) 交通事故相談活動の活用

交通事故による損害賠償等は年々複雑化し、専門的な知識が要求されることから、交通事故の当事者、その家族及び関係者等からの相談に応じられるよう神奈川県交通事故相談所等の活用について周知を図ります。

(2) 交通災害共済事業の充実

当町における交通傷害保険事業は、交通事故により傷害等を受けた場合に、箱根町交通傷害保険条例（昭和43年条例第9号）に基づき、補償のための給付を行っており、今後とも交通傷害保険への加入促進に努めます。